



札幌市告示第 3870-12 号

「提案型障がい者コミュニケーション市民講座企画運営業務」に係る公募型企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

令和 4 年 10 月 3 日

札幌市長 秋元 克広

記



1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課

在宅福祉係 電話 011-211-2936 (FAX 011-218-5181)

2 公募型企画競争に付する事項

(1) 役務の名称

提案型障がい者コミュニケーション市民講座企画運営業務

(2) 調達案件の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期間 契約日から令和 5 年 2 月 28 日までとする。

3 参加資格

事業の実施に必要な能力を有する法人又は法人格を有しない団体であって、以下に掲げる(1)から(6)までの要件を全て満たす者であること。

(1) 札幌市内に事務所又は活動拠点を有すること。

(2) 過去 1 年以上、障がい者の福祉の増進に関する活動実績があること。

(3) 法人格を有しない団体においては、目的、活動方針、意思決定方法等の必要な事項について、定款、規約、会則又は設立趣意書その他の規程が作成されていること。

(4) 以下の要件に該当しない者であること。

ア 特別の理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者



- (イ) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (キ) (ア)から(カ)までの規定により競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 審査基準日の直前 1 年間において、1 期の決算における製造、販売、請負等の実績高がない者
- エ 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2 年を経過しない者
- オ 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者
- カ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条に規定する暴力団関係事業者に該当する者
- (5) 次のア又はイに掲げる条件に該当しないこと。
- ア 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者
- イ 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けている者
- (6) 事業協同組合等の組合がこの提案に参加する場合において、当該組合等の構成員が構成員単独での提案参加を希望していないこと。

4 提案説明書等の交付方法

上記 1 の契約担当部局にて交付するとともに、以下の札幌市ホームページで公開する。

http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keiyakuoho/kikakukyoso/communication_kouza.html

5 企画書等の提出方法等

(1) 提出方法

郵送又は持参

(2) 提出期限

令和 4 年 10 月 25 日（火）【必着】

※ 事前に参加表明に係る書類を提出する必要がある。

(3) 提出先

上記 1 の契約担当部局